

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社谷川組	徳島県小松島市櫛渕町字萱原42

2. 指名停止措置期間

令和7年3月4日 から 令和7年4月3日 まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

（株）谷川組の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により令和6年11月12日、徳島簡易裁判所から罰金刑を受け、同年11月30日にその刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○建設専門官 森崎 貴司